

# 郡山市組合土地区画整理事業資金貸付要綱

平成22年 3月31日制定  
平成30年 9月26日一部改正  
令和 4年11月 1日一部改正  
〔都市構想部区画整理課〕

## (目的)

第1条 この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「区画整理法」という。）第3条第2項の規定により土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行する土地区画整理組合（以下「組合」という。）に対する資金の貸付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (資金の貸付)

第2条 市は、都市開発資金の貸付に関する法律（昭和41年法律第20号。以下「法」という。）第1条第4項第1号に規定する事業を施行し、かつ、次の各号に掲げる基準に適合する組合に対し、予算の範囲内において資金を貸付する。ただし、組合設立認可後10年を経過した組合にあっては、組合が事業の施行の促進を図るための措置を講じた事業計画の変更認可を受けたものであること。

- (1) 施行地区の面積が5ヘクタール以上であること。
- (2) 幅員が12メートル以上の都市計画道路の新設又は改良に関する事業を含むこと。
- (3) 事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の22パーセント以上であること。
- (4) 新たに造成される住宅市街地が施行地区のおおむね70パーセント以上であること。

## (貸付金の額)

第3条 一の組合に対して貸し付ける貸付金の総額は、当該事業に係る土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「区画令」という。）第63条第1項各号（第8号を除く。）に掲げる費用に要する額を合計した額に2分の1を乗じた額又は次の各号に定める額の合計額に2分の1を乗じた額のいずれか少ない額以内の額とする。

- (1) 区画令第63条第1項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる費用については、施行地区の面積に1平方メートル当たり10,100円を乗じて得た金額
- (2) 区画令第63条第1項第10号に掲げる費用については、前号の規定により計算して得た金額を、別表1の左欄に掲げる金額に分類し、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した額

2 一の組合に対し各年度に貸し付ける額は、当該組合の当該年度における収支不足額を限度とし、予算の範囲内とする。

## (貸付条件)

第4条 貸付金は無利子とする。

- 2 貸付金の償還期間は、8年（6年以内の据え置き期間を含む。）以内とする。
- 3 貸付金の償還期限は、区画整理法第21条第3項の規定による組合の設立についての認可の公告があった日の翌日から起算して10年以内とする。ただし、第2条第1項ただし書に該当する組合にあっては、区画整理法第39条第4項の規定による事業計画の変更についての認可の公告があった日の翌日から起算して10年以内とし、かつ事業施行期間を超えることはできないもの

とする。

4 貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

(貸付の申請)

第5条 貸付を受けようとする組合は、組合等資金貸付金貸付申請書（第1号様式）及び次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 組合等資金貸付金償還計画書（第2号様式）

(2) 組合等資金貸付金事業計画書（第3号様式）

(3) 組合等資金貸付金資金計画書（第4号様式）

(4) 貸付を受けることを議決した組合の総会又は総代会の議事録謄本

(5) 貸付の申請をした日の属する事業年度の収支予算書及び前事業年度の収支決算書

(6) その他市長が必要と認める書類及び図面

(貸付の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理した場合、その内容を審査し、貸付すべきものと認めるときは、その貸付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により貸付金の貸付を決定したときは、その決定の内容を組合等資金貸付金貸付決定通知書（第5号様式）により、当該組合に通知するものとする。

(借用証書)

第7条 前条の通知を受けた組合（以下「債務者」という。）は、組合等資金貸付金借用証書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(保証人)

第8条 債務者は、組合の理事である者を連帯保証人（以下「保証人」という。）として立てなければならない。

2 債務者は、前項の保証人が欠けたとき、破産その他の事情によりその適性を失ったとき又は保証人を変更しようとする場合には、速やかに連帯保証人変更申請書（第7号様式）を提出し、保証人を補充しなければならない。

3 市長は、前項の保証人変更申請書の提出を受けた場合には、債権の保全上支障があると認める場合には、債務者に対し、新たに保証人を立てさせて又は保証人を変更させるものとする。

(担保の提供)

第9条 市長は、債権の保全上必要と認める場合には、債務者又は保証人に対し、貸付額以上の評定価格を有する土地、建物又は確実と認める有価証券等の担保を提供させるものとする。

2 市長は、前項の担保を提供させた場合において、担保の評定価格が減少し債権の保全上支障があると認める場合には、債務者又はその保証人に対し、増担保を提供させ又は担保を変更させるものとする。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、債務者から借用証書の提出があったときは、組合等資金貸付金貸付決定通知書記載額の交付をするものとする。

(償還期間の延長)

第11条 災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により償還が著しく困難な状況となった場合、償還金の支払期限の延長をすることができる。

2 債務者は、前項の規定により、貸付金の償還期間の延長を受けようとするときは、組合等資

金貸付金償還期間延長申請書を償還期限の30日前までに市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、償還期間の延長について相当と認めたときは延長の決定を行い、組合等資金貸付金償還期間延長決定通知書により、当該債務者に通知するものとする。

(償還期間の繰り上げ)

第12条 市長は、債務者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第3項の規定にかかわらず、貸付金の一部又は全部について償還期限を繰り上げて償還の請求をすることができる。

- (1) 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、貸付の条件に違反したとき。

(加算金及び延滞金)

第13条 市長は、前条第1号又は第3号に掲げる事由により償還期限を繰り上げた場合は、当該貸付金の貸付をした日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還期限が繰り上げられた貸付金の額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した加算金を徴収することができる。

- 2 市長は、債務者が償還金の償還を怠った場合は、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができる。

(納入通知)

第14条 貸付金の償還又は加算金若しくは延滞金の支払の請求は、納入通知書によって行うものとする。

(貸付決定の取消等)

第15条 債務者は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ただちに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
- (3) 事業計画の変更(区画令第4条第1項各号に掲げる軽微な変更を除く。)を行う必要が生じた場合

- 2 市長は、債務者からの報告を受け、前項各号に掲げる事由に該当すると認める場合においては、貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

(実績報告)

第16条 債務者は、毎年度の組合等資金貸付金実績報告書(第8号様式)及び次に掲げる書類を添えて、翌年度の6月20日(借入金を借り入れた年度の翌年にあつては4月20日)までに市長に提出しなければならない。ただし、事業が完了した場合は、その完了した日から30日以内に市長に提出するものとする。

- (1) 組合等資金貸付金施行者別事業資金調書(第9号様式)
- (2) 組合等資金貸付金進捗状況図(別表2に従って作成された縮尺1,000分の1から3,000分の1までの設計図をいう。)

(経理の明確化)

第17条 債務者は、貸付金を他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にするとともに、事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間、当該台帳を保管しなければならない。

2 市長は、必要な限度において、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第221条第2項の規定により、債務者から報告若しくは資料の提出を求め、または必要がある場合には事業及び債務者の状況を検査することができるものとし、債務者は正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月26日から施行し、改正後の郡山市組合土地区画整理事業資金交付要綱の規定は、平成30年度分以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成4年11月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

金 額	率
5千万円以下の額	100分の6.5
5千万円を超え1億円以下の額	100分の5.5
1億円を超え3億円以下の額	100分の3.5
3億円を超え5億円以下の額	100分の2.0
5億円を超え10億円以下の額	100分の1.0
10億円を超える額	100分の0.5

別表2（第16条関係）

事 項	道 路	水 路	公 園 緑 地	整 地	移 転	仮 換 地 指定区域
色 別	朱	青	緑	橙	赤	紫

備考 1 過年度施行箇所は、淡色塗りつぶしとする。ただし、仮換地指定区域にあっては、ふちどりぼかしとする。

2 当該年度施行箇所は、ふちどりとする。